



今回のテーマ

相続時精算課税とその活用

平成 15 年度の税制改正により創設された相続時精算課税制度（以下「新规定」という）は、相続と贈与の一体化を前提とした新しい課税制度です。

新规定は政府の「高齢者の保有する資産を早い時期に次世代へ移転すること」を主な目的として創設されました。

新规定創設当初、具体的には、次のような場面での活用が予想されていたようです。

① 事業継承のための同族会社株式の贈与

株式を後継者へ贈与することにより名実ともに後継者としての地位を確立させる。

ただし、相続開始時には贈与時の価額により相続財産として課税されるため贈与時より相続時の株価が低い場合等のリスクを伴う。

② 住宅取得資金の贈与

新规定創設前は、550 万円まで非課税で贈与できた住宅取得資金を、3,500 万円まで税負担なく贈与できる。

ただし、当該住宅取得資金は非課税でないため特定贈与者の相続開始時には、3,500 万円が相続財産として加算される。

③ 相続税対象外者の贈与

特定贈与者の財産を評価した際、現行の相続税法においては基礎控除額以下となる場合には、将来の相続発生まで待たずに早期に特定贈与者から推定相続人へ財産の移転ができる。仮に 2,500 万円超の贈与のため、一旦、贈与税が発生したとしても相続税の申告により精算（還付）される。

新规定は、上記のような税務面での有効性を重視する場面での活用以外にも有効活用されているケースが多いようです。具体的には、税務面よりむしろ、推定相続人の人間関係調整のために活用されているケースが見受けられます。

ここで、将来の相続人の争いを軽減させることを第一の目的として新规定を適用した事例をご紹介します。

<事例紹介>

別紙、クライアント用に記載の事例をご参照ください。事例としては賃貸用不動産の贈与に該当するため、負担付贈与の取り扱いの問題等が考えられることから、税務面のみで捉えた場合には慎重な判断が必要と思われます。しかし、本事例は、税務上の取り扱いよりむしろ人間関係整備を重点に適用された事例です。

贈与にあたって、事前検討が必要と思われる事項は次のとおりです。

- ① 新规定適用による贈与税額
- ② 現時点での新规定適用による相続税額
- ③ 現時点での通常（新规定不適用）の相続税額
- ④ 新规定適用によるデメリット
 - ・ 今後の贈与において 110 万円の基礎控除が無くなる等。
- ⑤ 新规定適用によるメリット
 - ・ 例えば、「この財産を長女に承継させたい」といった受贈者の意思が確実に実現できる等。

上記の事例ように新规定は、「相続税額の負担額を軽減させる」ことより、「相続人間でのトラブル回避策」の一つとして、活用されているケースも多いようです。

新规定を適用する場合には、贈与財産の内容ごとに新规定適用のメリット、デメリットを考慮の上、慎重な判断が必要と思われます。
